平成２２年（フ）第１２５号
長野県諏訪郡下諏訪町9203番地、前住所長野県南佐久郡南牧村大字広瀬620番地
債務者　武居　保実（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１３３号
長野県諏訪市大字湖南4069番地　藤森アパート１号
債務者　平出　和代（旧姓小尾）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５２号
岐阜県高山市石浦町３丁目587番地　コーポあわらＢ101、破産手続申立時の住所岐阜県高山市神明町１丁目15番地２
債務者　澤山とみ子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
岐阜県高山市江名子町577番地　錦和荘
債務者　山田眞砂代
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３２８６号
愛知県瀬戸市原山台７丁目１番804号
債務者　若杉　英樹
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３４１号
名古屋市中川区八田町809番地の２
債務者　原　　富作
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４８号
三重県四日市市楠町北一色492番地２
債務者　塚田ひとみ（旧姓石崎）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
滋賀県草津市野路町3000番地　アメニティ南草津Ⅱ701号
債務者　宮島　寿子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８２号
滋賀県近江八幡市篠原町２丁目13番地３
債務者　ハウスビルドりくたこと　陸田　正實
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２８４号
滋賀県東近江市宮川町691番地288、前住所滋賀県湖南市下田4179番地14
債務者　村井　辰二
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４４４号
兵庫県宝塚市光明町２番６―204号
債務者　井上利加子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４６９号
兵庫県川西市大和西１丁目53番地の９　Ⅲ―102
債務者　山本　　園
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４７４号
兵庫県伊丹市南野北１丁目１番２―16号
債務者　鴨下　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４９５号
兵庫県川西市多田桜木１丁目７番５―306号
債務者　川畑由美子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２４０号
鳥取県鳥取市倭文206番地
債務者　村口　拓史
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３１号
広島県福山市曙町３丁目21番21号　ＳＡＴＯビル曙Ｄ―201、旧住所広島県福山市北吉津町３丁目２番２号
債務者　インテリア西山こと　西山　修悟
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３３２号
広島県福山市曙町３丁目21番21号　ＳＡＴＯビル曙Ｄ―201、旧住所広島県福山市北吉津町３丁目２番２号
債務者　西山　美穂（旧姓丸川）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係